

春の叙勲

晴れの受章 おめでとうございます

4月29日発表の昭和57年、春の叙勲受章者に本市から次の方々選ばれ、晴れの叙勲を受章されました。

- ◇ 勲三等瑞宝章
高橋武雄氏 前市長 (俵山湯町)
- ◇ 勲五等双光旭日章
末永治郎氏 元日本養鶏農協連会長 (西深川上川西)
- ◇ 勲六等单光旭日章
山田新一氏 元市消防団副団長 (通7区)

愛の献血にご協力を

- ◇ 日時 5月31日(月)
午前 9:30~12:00
午後 1:00~3:00
- ◇ 場所 長門市役所 玄関

児童手当を

ご存じですか...

児童手当は、次の要件にあてはまるときに支給されます。

《支給要件》

- ① 十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前(中学校を卒業するまでの児童)の児童であること。

- ② その人の前年(一月〜五月分の児童手当については前々年)の所得が一定の額(例えば、給与所得者については、六人世帯の場合二百七十三万八千円;収入額三百九十七万円)に満たないこと。

なお、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間、新たに国民年金以外の年金に加入し

ている人で、所得が別に定める一定の額未満の人に、特別給付制度により月額五千円支給されることになりました。そこで前回所得超過で却下された人でも、改めて認定請求をしてください。

《支給を受けるには》
児童手当の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を市福祉事務所又は各支所に提出してください。(その年の一月一日現在長門市にいなかった人は、前の住所地の市町村から所得等の証明をもらって添付してください)

また、児童手当の支給を受けられるのは、認定請求をした月の翌月からとなります。支給資格が生じた場合には、すぐに認定請求を

してください。

《支給額》

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて、三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額七千円。市民税所得割を課税されていく人：五千円。

※ 詳しくは、市福祉事務所庶務係へおたずねください。
☎ 2111 内線 273



障害のある方に

日常生活用具を 給付・貸与します

在宅の重度の障害のある方に、早期療育をはじめ、日常生活を少しでも容易にしていたくために、訓練用ベット、便器等の日常生活用具の給付又は貸与をいたします。ご希望の方は、お申し込みください。

(障害者へ給付する種目)

- 浴そう、湯沸器、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、電動タイプライター、盲人用テープレコーダー、盲人用時計、盲人用タイムスイッチ、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、盲人用電卓、サウンドマスター、聴覚障害用目覚時計、聴覚障害用屋内信号灯。

(貸与) 福祉電話。

(十八歳未満の障害児に給付する種目)

浴そう、湯沸器、便器、特殊便器、特殊マット、電動タイプライター、盲人用テープレコーダー、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、盲人用電卓、訓練用ベット。

(注意事項)

- ① 給付については、障害児・者の属する世帯の前年の所得税等に於いて費用の一部負担があります。
- ② 給付、貸与については、障害部位及び障害の程度により制限があります。

※ 詳しくは、市福祉事務所援護係におたずねください。
☎ 2111 内線 272

昭和五十七年度

調理師試験

- ◇ 受付期間 五月十七日〜六月十日
- ◇ 試験日時 七月二十三日(金) 十三時〜十六時
- ◇ 試験場所 山口大学教養学部 (山口市吉田一六七七一)
- ◇ 試験科目 衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理論

※ 詳しくは、長門保健所におたずねください。
☎ 2811

商業統計調査にご協力を

通商産業省では、六月一日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、商業の国勢調査ともいわれるもので、わが国の商店の分布状況や販売活動の実態及び商品の全国的な流通状況などを明らかにするために、全国の卸売業、小売業及び飲食店を営んでいるすべての商店を対象に行われます。調査は、県知事から任命された調査員が商店を直接訪問し、調査票に記入していただいで回収する方法で行います。お忙がしいときに甚だ恐縮ですが、ご協力をお願いします。

市企画課 広報統計係

国民年金の

現況届を忘れずに

～提出期限は5月31日～

国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺族年金、寡婦年金を受けている人は、「現況届」を5月末日までに提出しなければなりません。

この用紙は、萩社会保険事務所から本人に送られています。この届は、あなたや家族の状態などに変化がないかを確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。もし提出しなかったり、遅れたりしますと、年金の支給が止まったり、遅れたりすることがありますから、必ず5月31日までに市役所窓口で証明を受けて、国民年金係へ提出してください。

詳しくは、市民課国民年金係へおたずねください。

☎ 2111 内線 294